

即ち當局の経験その宜しきを得ると共に政府或は本市等の不合理なる制肘に依り、交通産業上に於ける百年の大計を遂行し得ざる結果にして、我々従業員の負擔すべき同等の理由を發見し得ないのである

我々は決して現在の場合待遇の向上改善を要求するものに非ずして、現在の待遇をこれ以上低下され改悪さるゝことのないからん事を庶幾のみである

今や國家社會の進運は諸種の社會政策的施設の實現を觀る、特に各都市に於て最も重大視されつゝあり、このときに際して労働加重、賃銀の低下等を制することは時代の進運に伴はざるものにして、延ひては事業能率の減退を來すの恐れあり、宜しく速かにこれが根本的對策を講じ以て我等従業員の生活の安定を計り進んで帝都に於ける交通産業の根本的基礎の確立を爲し百萬市民諸君便益を増進しなければならぬ

これ今回我等が茲に願望事項を提出する所以の理由である

要に我等は電氣局の經營に對して當局の考慮を煩はさんとするものである、これ偏に願望事項の核心に觸れんことを庶幾する所以である

一、電氣局の財政々策に對する一般的方法

一、政府に對し電氣事業の整備認可の積極的運動を起すこと

現在の東京市電は高現電鐵並に未成線の完成軌道並に車輛の大々的改善、本當の生産工場施設の建設並に鐵道所の建設等に對する起債を爲し、これ根本的立直しを必要とする。

二、電力購入契約の改訂

現在使用しつゝある電力は餘りにも高價極まるものである、これが購入契約の改訂又は購入變換を爲すべきである

三、公納金の積置

從來電氣局より本市會計に過路使用料として公納金を支出したるも最近これが撤廢を見るに至るも借電鐵經營自動車運賃にこの弊害を存続せしめつゝあり宜しくこれは即時撤廢すべきである

四、受託者負擔金を徴收して電車事業の補助を爲さしむること

交通機關の發展と共に都市は益々膨張發展を著しつゝあり、其の間に均一賃銀の市外電車事業は漸次行路り

の行程を起りつゝあり、乘車賃銀の値上をなす以外に收買の困難なる状態に到達するものである、乘車賃銀上げを要することは現在の社會情勢と公共事業の本質上非常に困難とする理由に達する迄に於て市電電車は進運困難に陥るのである、之が原因の消は市内電車の發達促進に依つて直接利益を收得しつゝある沿線の地主並に地主等その受託者に依る土地並に賃借地賃税を賦し以て本市の収入となし電車事業に補助せしめなければならぬ、これ仰る受託者負擔金を徴收する理由である今日の如きは即時徴收すべき我々従業員がその行路りを負擔しつゝあるのである、天下これ以上の吝嗇を身盾はないのである

五、減價基金を本市會計に繰返ること

公共事業の減價基金は従業員が働く收受の中から負擔することは所項と同なる理由に甚き大なる矛盾である、之は宜しく本市に於て爲すべき根本的措置を要するものである、直に本市會計に返上すべきである。

六、政府をして市電鐵事業に補助金を出さしむること

政府は今日私電鐵會社の或るものには特定の補助金を與へ以てその事業の進運と土地、開闢に資してゐる然るに獨り公共事業の最大なる市電鐵事業に對して何等の補助を爲さず、又つて料金其他事業上の制肘を加へ壓迫干渉を呈してゐるが最近は國營電鐵の異常なる發達あり爲めに東京市の電車事業の如きは莫大なる損失と打撃を受けてゐる、我々の電車事業は一方に國營電鐵の打撃を受け、一方に自動車バス等の派展に依る脅威を受けつゝあり、而して其損失の負擔は獨り我々従業員である斯く、如き矛盾不合理を一掃する爲めに國庫の補助を必要とする

一、二重賃金制を固定給制に改められたし

理由

自動車、荷馬車、荷取其他搬上を走るもの、ために電車の運行を阻害せられ、毎日常日曜日暇日其他電車電車の發着等による乗客の繁多により到底發着時間運轉に適せざる場合全力を竭ひ運轉すると雖、尙餘時間運轉の走行困難にして遂に發着時間より差引かるゝ如き現象を呈したるときは、然るの實業時間と給與せられたし

二、中休時分を百五十分と規定せられたし

從來の中休時間の給與方は實務時間の如何と中休時間の多少により支給率を異にしたるも、今回實施せられたる中休時間運轉にしてはさなきだにラッシュの車も困難なる運轉なりしもの一増困難ならしむるものにして到底底現在までの中休給與法にては堪へ得られざる處である、此に事業上の立脚からするも中休給與時分を百五十分と規定することが必要であると信ずる、これ我々提出する理由である。

三、附帶作業時分三十分を増加せられたし

從前附帶作業時分として二十分、食費時分として十分合計三十分支給され居るも改正給與法實施以來、總發回數が速にして交代時間以外に於ては切符の補充等を爲し得ず、車中にも離れ休職することを得ず、切符の補充、賣上收入等の目的を廻る如き忙しさでほとんど休職する暇もない状態である故に我々は附帶作業時分として三十分を増加することを至當と考へ本條項を提出したる理由である

四、交代に對し二分を支給せられたし

從來交代の場合は檢車掛員より命令を受け、車内名刺を受けると同時に給與時分のカード記入をなしたるも改正制度にては電車の發着と同時に於て給與時分のカードを記入するため其間約五分の損失を來し、是れり命令に應じし乗車したる以上、電氣給與されるべきものであると信じ本條項を提出したる理由である。

五、少年車等に出入庫を爲さしめ出入庫手書を支給せられたし

同一電車を檢査する以上同一責任を以て仕事に出ること

一、二重賃金制を固定給制に改められたし

理由

車庫、工場、軌道、電力等に於ける賃銀は請負制歩増制等の二重給與方法に成るものである、かくして我等の最低生活維持する収入がいつも甚だしく不安に轉されてゐるのみならず、殊に請負制度に依る賃銀の如きは收支不足の制限として、當局に於ても賃銀維持の上には兼顧不足を來すと同時に總へや賃銀問題の紛糾を起る事を遺憾とするものであるが故に此種現収入を基本として固定給に改定すべきである

二、現在の収入を減せしめぬ轉せられたし

理由

我等の収入が近時逐々低減せられ現在に於ては、かなり我等が生活をおかすつゝあり、我等の勤めざる生活は以上の収入に耐へ得ざる事情にある従つて現在の収入を對照に低下せしめぬ轉せられたし。

三、労働加重絕對反對

理由

車庫、工場、軌道、電力等に於て現在以上の労働量増加の強制は事業の性質上軌道電力に於ては直接事故増加を來たし、車庫工場に於ては区つて修理不完全を來すとす由々敷き問題である、従つて労働加重の強制は絕對に許されず。

四、昇給率低下反對並に昇給規定を確立し制定せられたし

理由

近時非業業者の昇給率が甚だしく低下停止を見る等は實に我等の耐へざる處にして延いては作業能率にも莫大の影響を與へる結果となる、かゝる意味に於て我等は昇給率低下停止に絕對反對すると同時にこれは現在の昇給制が確立されて居らぬ爲めである事を思ひ此の堅固基礎の如き確立せる昇給規定の制定を望むものである。

昭和四年八月 日